

## MHM Asian Legal Insights

第 24 号 (2014 年 2 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. ミャンマー : 《速報》特別経済地域法の改正  
— 特別経済地域への進出企業に対する投資優遇策 —
2. インドネシア : ダイベストメント義務の履行後の外資 100%維持が可能に
3. シンガポール : 2013 年後半の雇用法関連ダイジェスト  
— 労働者の権利保護の拡張・強化、及び、新たな外国人雇用ルール —

### 今月のコラム — インド —

## はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 24 号 (2014 年 2 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

### 1. ミャンマー : 《速報》特別経済地域法の改正 — 特別経済地域への進出企業に対する投資優遇策 —

ミャンマー特別経済地域法 (Myanmar Special Economic Zone Law) (「SEZ 法」) の改正案が 2014 年 1 月 23 日付で国会により承認され、同日付で同法が施行されました。

ミャンマーにおいては 2011 年制定の SEZ 法及びダウエイ特別経済地域法という 2 つの法律が従前から存在していましたが、十分に活用されていなかったことから抜本的な法改正が待たれていたところ、今回 SEZ 法が改正され、ダウエイ特別経済地域法は廃止されました。

改正 SEZ 法は、ミャンマーの指定地域における特定業種に対する投資又は開発業について、内国資本及び外国資本のいずれに対しても一定の優遇措置を設けるものですが、日本が中心にプロジェクトを進めているティラワ地区の開発を念頭に置いていると言われております。本ニュースレターでは、改正 SEZ 法の条文のうち、同法の基本的な仕組みと「投資家」に認められる優遇措置等の概要をご紹介します。

## MHM Asian Legal Insights

### (1) 特別経済地域の設置

連邦政府が、特別経済地域全体を統括する中央体 (Central Body) を組織し、中央体 (Central Body) が、連邦政府の承認の下、その支援機関である中央運営体 (Central Working Body) を組織します。両機関が特別経済地域の方針や運営計画等を策定し、ミャンマーの連邦議会 (Pyidaungsu Hluttaw) の許可を条件として、特定の特別経済地域を設置することができます。

### (2) 特別経済地域の運営

特定の特別経済地域が設置された場合、その特別経済地域には管理委員会 (Management Committee) が組織され、中央体がそのメンバーを選任します。管理委員会は、特別経済地域を、自由区域 (Free Zone) 及び振興区域 (Business Promotion Zone) に分類することができます。自由区域及び振興区域のいずれにおいても 100%内資、100%外資又は合弁事業が許容されています。

特別経済地域において事業を行うためには、当該地域の管理委員会の許可が必要です。管理委員会の許可は、条件を充足している限り申請日から 30 日以内に発行される旨明文で定められています。

### (3) 企業の参入方法

特別経済地域に参入する方法として 2 つの分類があります。製造業、物流業、貿易業その他管理委員会の許可する事業に対する出資者である「投資家 (Investor)」と、特別経済地域における建設、インフラ等の整備、地域の運営及び保守を行う業者である「開発業者 (Developer)」です。いずれの参入方法を採用かによって、遵守すべき義務及び優遇措置の内容が異なります。

### (4) 「投資家」に対する優遇措置

改正 SEZ 法上「投資家」に認められている優遇措置の概要は以下のとおりです。

**輸入税 (import revenue) に関する優遇：**(i) 自由区域内の投資家に対しては、製造のための原材料の輸入等に関して無期限の関税その他の税金の全額免除、(ii) 振興区域内の投資家に対しては、販売目的でない機械類等の輸入に関して事業開始から 5 年間の関税その他の税金の全額免除及び翌 5 年間の 50%の免除が認められます。なお、(ii)に関し、製造のための原材料の輸入については通常の関税その他の税金が課せられるものの、当該原材料を用いて完成品 (finished product) 又は半完成品 (semi-finished product) を製造し、輸出等した場合には課税分の償還を受けることが可能です。

**所得税 (income tax) の優遇：**事業開始から当初 7 年 (自由区域内) 又は 5 年 (振興区域内) の所得税の全額免除が認められます。また、翌 5 年間も 50%免除が認められ、さらに一定の要件を満たす場合、次の 5 年間も 50%免除が認められます。

## MHM Asian Legal Insights

**不動産の長期利用**：改正 SEZ 法においても外国投資法と同様に外国投資家に対する不動産の長期利用が認められています。両法の相違点として、土地賃借の許可権者が外国投資法上はミャンマー投資委員会（MIC）であるのに対して、改正 SEZ 法上は管理委員会となっています。また、外国投資法上は、最大 50 年間の土地の賃借権及び最大 10 年間の延長が 2 回まで可能であるのに対し、改正 SEZ 法上は、最大 50 年間の土地の賃借権及び最大 25 年間の延長が可能です。

### (5) 雇用関係

特別経済地域内における雇用関係は、管理委員会の全般的な監督下におかれることとなります。「投資家」は、専門・熟練技能職に関しては、事業開始から 2 年以内に 25%以上、4 年以内に 50%以上、6 年以内に 75%以上のミャンマー国民を、非専門・熟練技能職に関しては、100%ミャンマー国民を雇用しなければならないこととされています。

改正 SEZ 法成立から 90 日以内に施行規則（Rules）が制定される予定であり、改正 SEZ 法の運用も含めて今後の動向を注視する必要があります。特に注目されるのは、特別経済地域において、どの事業に対して、どのような条件の下に管理委員会の許可がなされるのか（外資規制を含む一般的な法規制が特別経済地域の中で緩和されるのか）という点です。なお、本ニュースレターは弊事務所が独自に行った改正 SEZ 法の非公式の英訳に依拠している点にご留意下さい。

弁護士 武川 文士

☎ 65-6593-9752（シンガポール）

✉ [takeshi.mukawa@mhmjapan.com](mailto:takeshi.mukawa@mhmjapan.com)

弁護士 文堂 友寛

☎ 65-6593-9757（シンガポール）

✉ [tomohiro.bundo@mhmjapan.com](mailto:tomohiro.bundo@mhmjapan.com)

## 2. インドネシア: ダイベストメント義務の履行後の外資 100%維持が可能に

インドネシアでは、一定の外資 100%の会社について、一定期間内にその株式の一部をインドネシア人（インドネシア人 100%出資による法人を含みます。）に譲渡する義務（ダイベストメント義務）の履行が、実務上の大きな課題の一つとなっています。この点、2013 年 9 月、BKPM 規則 2013 年第 5 号（「規則第 5 号」）を改正する BKPM 規則 2013 年第 12 号（「規則第 12 号」）が制定され、以後、投資調整庁（BKPM）の窓口レベルにおいても当該義務について一定の見解が示されていますので、以下ご紹介します。

当初、1967 年制定の旧外国投資法下では、外資 100%の会社を設立した場合、インドネシア

## MHM Asian Legal Insights

人に資本参加させる機会を与える義務を負うとされていました。その後、1994年に政令第20号が制定され、上記の義務は、外資100%の会社について、商業的活動の開始から15年以内にその株式の一部をインドネシア人に譲渡するダイベストメント義務という形で明確化されました。さらに、規則第5号では、ダイベストメント義務の履行として譲渡された外資会社（株式の全部又は一部について外国法人に保有されている会社）の株式は、当該会社が営業・生産を続ける限り、インドネシア人が保有を継続しなければならないとの規定が定められました。そのため、適切な株式譲渡先を見つけることが難しい外資会社にとって、当該義務の履行は大きな問題となっていました。しかし、今般、規則第12号によって、上述した規則第5号におけるインドネシア人の継続保有を定めた規定が削除されるに至り、その後BKPMの窓口においては、外資100%の会社がダイベストメント義務を履行した後に、インドネシア人から譲渡株式を買い戻すことも可能であるとの見解が口頭で示されています。

なお、規則第5号上、外資会社の各株主の出資額は最低1,000万ルピア（日本円で約9万円）とされていますので、ダイベストメント義務の履行にあたっては、少なくとも当該金額以上の株式を譲渡する必要があります。

上記のとおり、現状のBKPMの窓口の見解によれば、一旦ダイベストメント義務を履行した後、当該株式を買い戻すことにより、改めて外資100%保有の状態にすることが可能となります。なお、外資会社の株式の譲渡及び買戻しには、それぞれ、BKPMからの承認取得や法務人権省への通知などの手続が必要となり、種々の書類作成が必要となりますので、弁護士等に相談しつつ手続を進めることをお勧めします。

弁護士 田中 光江
☎ 03-5223-7788
✉ <a href="mailto:mitsue.tanaka@mhjapan.com">mitsue.tanaka@mhjapan.com</a>
弁護士 埴 晋
☎ 03-6212-8362
✉ <a href="mailto:susumu.hanawa@mhjapan.com">susumu.hanawa@mhjapan.com</a>
弁護士 竹内 哲
☎ 03-6266-8573
✉ <a href="mailto:tetsu.takeuchi@mhjapan.com">tetsu.takeuchi@mhjapan.com</a>
弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919
✉ <a href="mailto:aki.tanaka@mhjapan.com">aki.tanaka@mhjapan.com</a>

### 3. シンガポール：2013年後半の雇用法関連ダイジェスト —労働者の権利保護の拡張・強化、及び、新たな外国人雇用ルール—

シンガポールでは、昨年後半、現地に進出する企業にとって重要と思われる雇用法関連の動きがいくつかありました。本ニュースレターではその概要をまとめてご紹介します。

## MHM Asian Legal Insights

**(1) 雇用法改正による労働者の権利保護の強化**

2013年11月12日に雇用法が改正され、一部を除き2014年4月1日から施行されます。改正雇用法の主なポイントは以下のとおりです。

**① 労働時間等に関する規定により保護される労働者の範囲の拡大**

休日、労働時間その他の労働条件に関する規定（雇用法第4章）により保護される労働者の範囲が拡大され、従前、非ワーカーマン（典型は事務職・営業職）に関して月給2,000シンガポールドル以下の者が適用対象とされていたものが、2,500シンガポールドル以下の者となりました。

**② 管理職等の権利の拡張**

専門職・管理職の労働者については、月給が4,500シンガポールドル以下の場合、従前は、雇用法の規定の一部のみ（給与の支払時期・方法等）が適用されていましたが、改正により疾病休暇の規定、不当解雇の救済規定等の雇用法の規定が広く適用されることになりました（但し、同法第4章の規定を除きます）。

**③ 罰則・法執行の強化**

以下のとおり、給与の不払いに対する罰則が強化されました。

	改正前	改正後
初犯	S\$5,000以下の罰金	S\$3,000以上S\$15,000以下の罰金及び/ 又は6年以下の禁錮
再犯	S\$10,000以下の罰金及び/又は12か 月以下の禁錮	S\$6,000以上S\$30,000以下の罰金及び/ 又は12か月以下の禁錮

また調査担当官による逮捕権限の付与などその執行権限が強化される一方、雇用法違反行為があった場合の経営陣の監督責任に関する規定も設けられました。

**(2) 外国人雇用にあたっての新ルール**

2013年9月23日、シンガポール人材開発省（Ministry of Manpower）は、外国人を雇用するにあたって、事前にシンガポール人を雇用することを公平に考慮することを義務付ける新ルール（Fair Consideration Framework）を公表しました。今後、一定の場合に、外国人を雇用するために専門職用の就労ビザ（Employment Pass）を申請しようとする会社は、政府が運営する求人サイトに求人広告を掲載しなければなりません。この新ルールは、2014年8月1日から施行されます。

弁護士 川村 隆太郎

☎ 65-6593-9754（シンガポール）

✉ [ryutaro.kawamura@mhmjapan.com](mailto:ryutaro.kawamura@mhmjapan.com)

## MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラム—インド—

Bollywood、皆さんも一度は聞いたことがあるかもしれませんが、筆者が駐在していたムンバイの旧称「ボンベイ」の「ボ」と、言わずと知れたアメリカ映画の中心、「ハリウッド」を掛け合わせたムンバイの映画産業の俗称です。そんなボリウッド、一説によれば、今年が記念すべき発祥 100 年にあたるのだとか。今月のコラムでは、筆者のインド駐在時代の週末の楽しみの一つであった、インドでの映画鑑賞をご紹介します。

日本と同様、インドでも、デリーやムンバイなどの大都市には多くの映画館があります。まずはお気に入りの（かつできれば清潔でセキュリティーチェックもしっかりした）映画館を見つけます。チケットは 100 ルピーから 500 ルピー程度。場所・上映内容等で異なります。

上映前の腹ごしらえは、せっかくなのでスイーツコーンを選びたいところです。スイーツコーンは、小さなカップにスイーツコーンが山盛りとなり、マサラパウダーのかかったインド映画鑑賞の必需品です。

場内に入り、上映開始を待っていると周りの観客がみな突然起立します。そう、インドでは、映画の上映前に国家斉唱の時間があるのです。スクリーンに写るインド国旗を前に皆で国歌斉唱を行います。

いよいよ上映開始、ところがここでちょっとしたハプニングが。嫌な予感はしていたのですが、英語字幕がありません。当事務所のインド人の同僚に聞いたところ、インド国内で封切されるボリウッド映画には字幕はつかないとのこと。気を取り直して映像のみに集中します。

インド映画はストーリーがわかりやすく、（筆者からすると）何の脈絡もなく突然登場人物全員で踊りだしたりするので、ヒンディー語がわからなくても大いに楽しむことができ、あっという間に時間が過ぎます。

余談ですが、英語字幕があればよいかというと、事はそう単純ではありません。筆者は、シンガポール駐在中に、Mustafa Centre（注：在シンガポールのインド人に大人気のショッピングセンター）にてボリウッド映画の DVD を買い込みましたが、早口な登場人物に合わせてものすごいスピードで字幕が切り替わるため、なかなか慣れるのに苦労します。

なお、ボリウッドはあくまでボンベイを中心としたヒンディー語の映画産業を指す言葉であり、インド国内には、このほかにも、テルグ語の映画産業である Tollywood、タミル語の映画産業である Kollywood、マレヤーラム語の映画産業である Mollywood などがあり、映画産業一つとっても、インドの奥深さがみとれます。最近では日本でレンタルできる作品数も増えてきたインド映画、クリケットと並んで大人気の娯楽ですので、インド文化を垣間見るためにも、一度手にとってみてもよいかもしれません。

（弁護士 関口 健一）

## MHM Asian Legal Insights

### セミナー情報

- セミナー 『アジア新興国の労働法制の動向と現地労務管理の基礎セミナー』  
開催日時 2014年3月17日(月) 13:30~16:30、2014年3月18日(火) 13:30~16:30  
講師 埜 晋  
主催 公益財団法人日本生産性本部 雇用システム研究センター

### NEWS

#### ➤ 大阪オフィス・ヤンゴンオフィス開設のお知らせ

当事務所は、大阪オフィス及びヤンゴンオフィスの開設を決定いたしましたので、お知らせいたします。

大阪オフィスには、国内案件だけでなく、中国・アジア・欧米を含むクロスボーダー業務において豊富な経験を有する弁護士（江口 拓哉 弁護士、林 宏和 弁護士、佐藤 貴将 弁護士）が所属し、案件に応じて東京オフィスやアジア各地の弁護士とも共同して、M&A・コーポレート・アジア進出・ファイナンス・知財等の幅広い分野のリーガルニーズにお応えしてまいります。

また、ヤンゴンオフィスには、ファイナンス・コーポレート/M&Aの各分野で豊富な経験を有し、特にミャンマー案件の経験が豊富なシンガポールオフィス共同代表でもあるパートナーの武川 丈士 弁護士が駐在することに加え、米山 岳 弁護士が常駐いたします。

クロスボーダーのM&Aやアジア進出などの業務につきましては、北京・上海・シンガポール・バンコクに加え、このたび開設するヤンゴンオフィスを含めた当事務所の各海外拠点、及びその他の国の提携法律事務所と密に連携をとりながら、クライアントの皆様にも充実した最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

大阪オフィスの開設については、2014年4月1日（火）を予定しております。ヤンゴンオフィスの開設については、現在ミャンマー政府当局に対する申請手続を行っており、2014年春のスタートを目指しております。それぞれ開設日、開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com